

# 自治基本条例の概要

## (第6章 協働・コミュニティ)

自治基本条例(仮称)策定専門部会事務局

# 9/30の勉強箇所

町の理念

前文

【4/26済】

## 第1章 総則

- ①目的 ②用語の定義 ③基本理念 ④基本原則

理念・原則を受けた制度

## 【6/22済】 第2章 情報共有

- ⑤情報の共有 ⑥情報の提供  
⑦説明責任 ⑧情報公開  
⑨個人情報保護 ⑩町民の意見等  
⑪会議の公開

【7/22済】

## 第3章 町民参加

- ⑫町民参加の基本 ⑬町民参加の対象  
⑭町民参加の方法  
⑮提出された意見等の取り扱い  
⑯審議会等の委員の選任

## 【8/30済】 第4章 住民投票

- ⑰住民投票  
⑱住民投票の請求等

制度の担い手の具体化

【9/30済】

## 第5章 町民

- ⑲町民の権利 ⑳町民の役割  
㉑事業者の役割

## 第7章 議会

- ㉒議会の責務 ㉓議員の責務

## 第8章 行政

- ㉔行政の責務 ㉕町長の責務  
㉖就任時の宣誓 ㉗職員の責務

## 【11/1】 第6章 協働・コミュニティ

- ㉘協働の推進 ㉙コミュニティ  
㉚コミュニティの役割 ㉛町民とコミュニティ  
㉜行政とコミュニティ

### (議会運営)

- ㉞町民との情報共有と町民参加  
㉟町長等と議会及び議員との関係  
㊱自由討議

## 第9章 行政運営

- ㉒総合計画 ㉓財政運営  
㉔行政評価 ㉕行政改革  
㉖行政手続 ㉗政策法務  
㉘危機管理 ㉙公益通報

条例の維持発展の制度

## 第10章 連携・協力

- ㉚町外の人々との連携及び協力 ㉛他の市町村との連携及び協力  
㉜国及び北海道との連携及び協力 ㉝国際社会との交流及び連携

## 第11章 条例の見直し等

- ㉞条例等の見直し ㉟自治推進委員会

【4/26済】

## 第12章 最高規範

- ㊱最高規範

# 自治基本条例の概要（協働）

## 「総則」（基本原則）仮置き案

町民、議会及び町は、次に掲げる原則に基づき、美瑛町の自治（※1）を推進するものとします。

(1)町民主体の原則 町民は、美瑛町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び町に信託します。

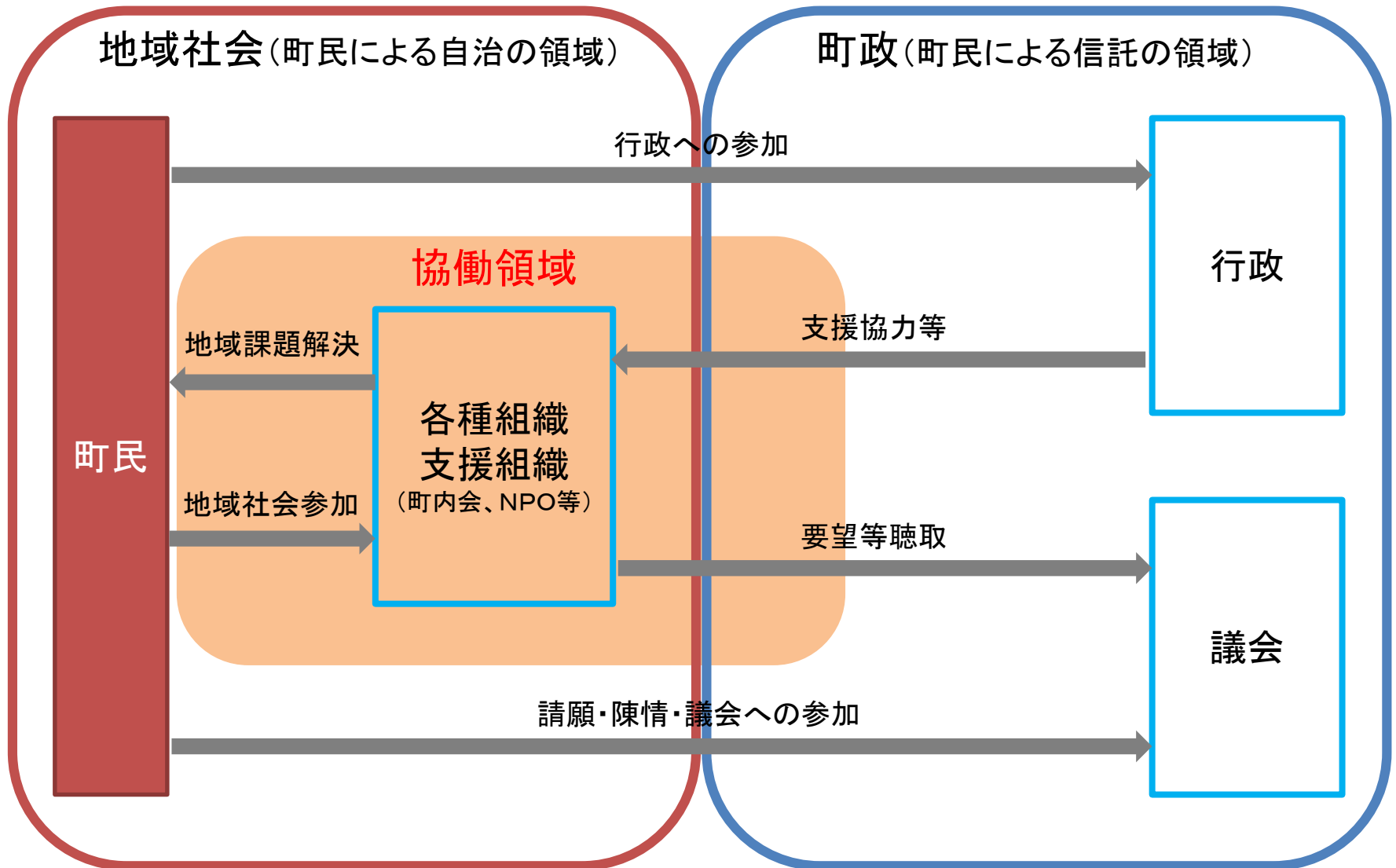
(2)情報共有の原則 町民、議会及び町は、町政に関する情報を共有します。

(3)参加の原則 町政（及び地域社会）の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。

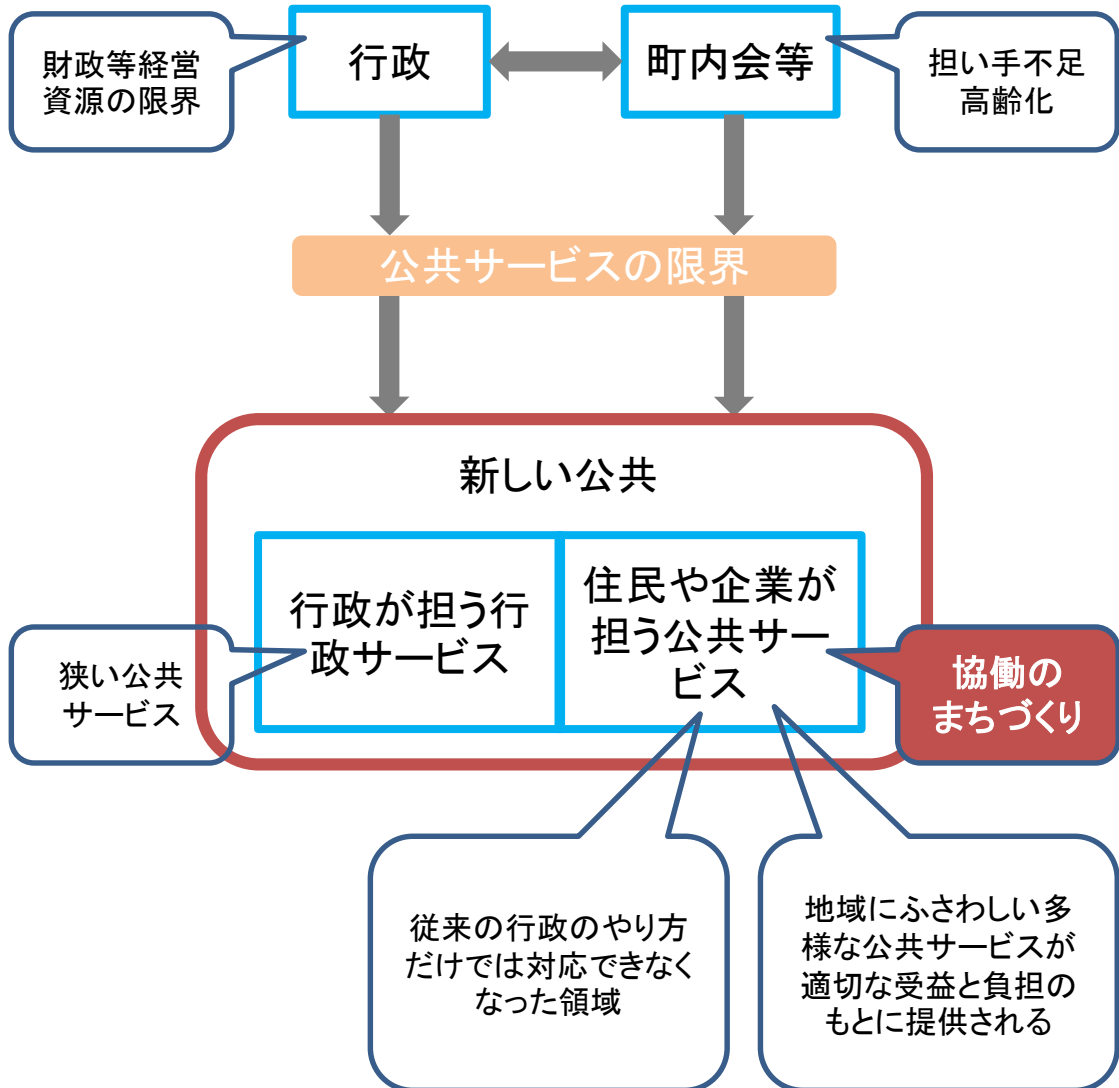
(4)協働の原則 町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します。

(5)多様性尊重の原則 町民、議会及び町は、年齢、性別、国籍、障害の有無、その他それぞれの置かれた状況を尊重し、町民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにします。

## 「協働」の領域について



# 新しい公共と協働について



## <協働とは>

- 同じ目的のために、二人以上が協力して働くこと
- 公共的な目的をはたすため、強力して共に働くこと
- 地域又は社会の課題の解決を図る
- 公共を支えあい地域社会の発展に取り組むこと

協働とは、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、ともに汗をかいて、成果を共有することです。

まちのレストランにたとえると、行政が設立・運営してきたため、住民は「教育のA定食と福祉のB定食を」と注文し、それを食べたら帰るだけで、利用はするけど経営はお任せという状態から、店の場所をどこにするか、どんな料理を一緒につくり、食べ終わったら一緒に片付け、収支も一緒に責任を負うという、協働経営者という立場に変わることを意味します。

協働は単なる力の貸し借りではありません、力を合わせることによる相乗効果が期待できなければなりません。(中略)

相乗効果を生むためには、双方がその事業を「したい」という意欲を持ち、「できる」という力を持っていることが不可欠です。この主体性と専門性の重なり領域が、協働といえるのです。

<引用:「組織を育てる12のチカラ」IIIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]>

# 自治基本条例の概要(コミュニティ)

---

## 地域コミュニティの定義

- 地域性と共同体感情を基盤とするつながり
- 地域の組織・活動

## 日本国憲法では

○日本国憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基づいて、法律でこれを定める。」

○憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、およびその法律の内容は「**地方自治の本旨**」に基づかなければならないこととされている。

## 地方自治法では

○地方自治法第1条「この法律は、**地方自治の本旨**に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における**民主的にして能率的な行政の確保**を図るとともに、**地方公共団体の健全な発達を保障**することを目的とする。」

### <主な規定事項>

- ・国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- ・住民及び住民の権利・義務
- ・条例及び規則
- ・議会
- ・執行機関の構成と事務・権能等
- ・財務
- ・国等の関与等のあり方及び係争処理等

### <地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

- ・公職選挙法
- ・地方公務員法
- ・地方財政法
- ・地方交付税法
- ・住民基本台帳法 等

### <特定の行政分野に関する法律>

- ・地方公営企業法
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・警察法
- ・消防組織法
- ・農業委員会等に関する法律 等

## 地方自治の本旨とは

○地方自治の本旨とは、法律をもってしても侵害できない**地方自治の核心部分**を指すとされる。

⇒具体的には、**住民自治と団体自治**の2つの要素からなるといわれるのが一般的



要するに、地方自治体の住民自治と団体自治の2つの意味における地方自治を確立することとされている。



## 住民自治と団体自治とは

### ■住民自治

地方自治は、その地域社会の住民の意思によって行われるべきという概念



要するに、地域の住民が地域のまちづくりや政策決定に参加するという意味

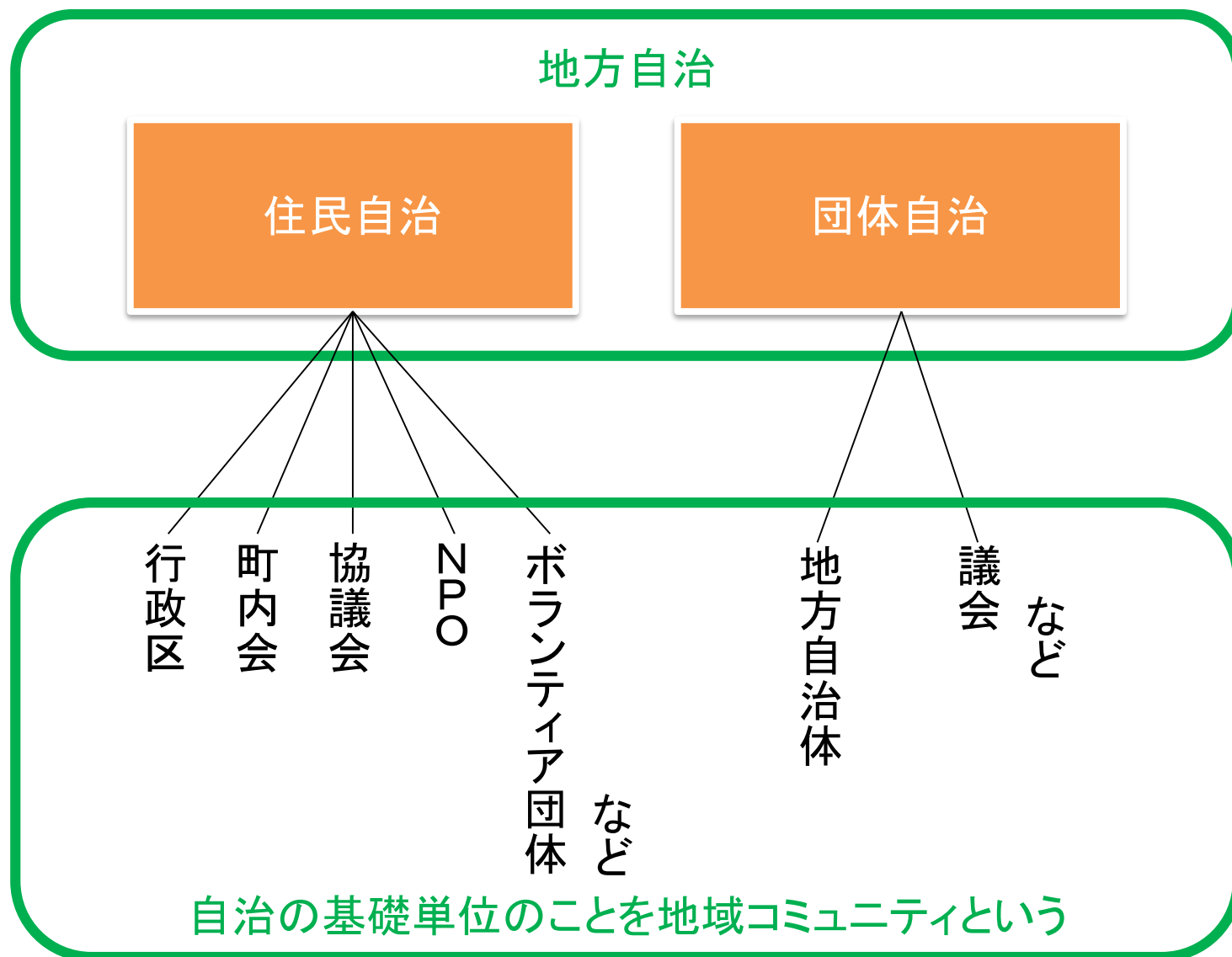
### ■団体自治

地方自治は、国から独立した地域社会自らの団体（組織・機関）によって行われるべきという概念



要するに、地方自治体や議会などの国から独立した団体に地方自治がゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという意味

## 要するに地域コミュニティとは？



住民の生活スタイルが多様化した結果、生まれたのが

## テーマコミュニティ

<どんな組織・活動？>

- ・共通の目的やミッションを持つ
- ・営利を目的とせず、自主的に行う
- ・不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする
- ・政治、選挙、宗教活動や組織は除外される



地域課題を解決することを主な目的として集まった組織・活動


## テーマコミュニティについて




- 住民のニーズが多様化し、専門化・高度化
- 目的やミッションで集まったテーマコミュニティは、まちづくりには欠くことのできない存在
- 自治基本条例においても、まちづくりの主体として位置づけ、守り育てることが重要

公共サービスの多様化、高質化、効率化を進める担い手の一翼

## 「地域コミュニティ」と「テーマコミュニティ」



NPO等の「テーマコミュニティ」に対する期待の高まり



行政区や町内会等の「地域コミュニティ」の意義が軽んじられる傾向

- ◎地域コミュニティは、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることができる
- ◎地域コミュニティの役割を認識し、まちづくりの主体として守り育てることが重要
- ◎住民の積極的な参加が期待される

# 美瑛町のまちづくりにおける町内関連団体

<b>美瑛町PTA連合会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の保護者</li> </ul>	<b>美瑛町校長会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校の校長7名</li> </ul>	<b>文化財審議委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財に関する有識者6名</li> </ul>	<b>美瑛町教育表彰審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>校長会、文化、体育、少年団、婦人組織などの各代表者及び学識経験者7名</li> </ul>	<b>美瑛町公衆衛生協会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、行政区から推薦を受けた会員</li> </ul>	<b>美瑛町防犯協会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内各関係機関、金融機関、コンビニ店舗</li> </ul>	<b>東京美瑛会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町出身者を中心とする会員</li> </ul>	<b>北海道びい会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町出身者を中心とする会員</li> </ul>	<b>美瑛町商工会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の工商业者等</li> </ul>	<b>一般財団法人美瑛町観光協会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の観光業者等</li> </ul>
<b>一般財団法人丘のまちびい活性化協会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の各団体</li> </ul>	<b>有限会社美瑛物産公社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅の運営等</li> </ul>	<b>美瑛町固定資産評価審査委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て、選任。</li> </ul>	<b>美瑛町立病院運営審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益を代表する委員 4人</li> <li>住民を代表する委員 4人</li> </ul>	<b>美瑛土地改良区</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良法に定められた有資格者</li> </ul>	<b>白金土地改良区</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良法に定められた有資格者</li> </ul>	<b>美瑛町農業協同組合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に町内農業者及び農業法人</li> </ul>	<b>JAびい各生産部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>麦作部会、馬鈴薯生産部会、とまと生産部会、青年部、フレッシュミセス会、女性部、酪農振興部会等</li> </ul>	<b>上川中央農業共済組合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業共済等</li> </ul>	<b>美瑛町農業振興機構</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町と美瑛町農業協同組合で構成</li> </ul>
<b>上川農業改良普及センター大雪支所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業改良助長法に定められた普及指導員等</li> </ul>	<b>美瑛町広域環境保全協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の団体(町内会や婦人団体、老人会等)と協定を結ぶ。</li> </ul>	<b>美瑛町家畜自衛防疫組合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町内の各家畜飼養農家と獣医師及び町、JA</li> </ul>	<b>美瑛町当白金牧場運営協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町・美瑛町農業協同組合・上川農業改良普及センター・美瑛町商工会・美瑛町観光協会・美瑛家畜診療所等</li> </ul>	<b>美瑛町中山間事業連絡協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内22の地域の農業代表者で構成。</li> </ul>	<b>美瑛町中山間事業推進協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町長・組合長・中山間事業連絡協議会役員・改良区・普及センター・農業委員会等で構成</li> </ul>	<b>美瑛町環境保全型農業協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業に取組む町内農業者</li> </ul>	<b>美瑛町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>役場・JA・普及センター・農業委員会・農民連盟等</li> </ul>	<b>美瑛町加工馬鈴薯コントラ協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>JA・馬鈴薯生産部会</li> </ul>	<b>美瑛小麦推進協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>役場・JA・商工会・観光協会・物産公社・活性化協会・小麦生産者・小麦実需者等</li> </ul>
<b>美瑛町農福連携推進検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>役場(農林課・保健福祉課)・JA・福祉事業所・農業者等</li> </ul>	<b>美瑛町農用地利用改善事業実施組合連絡協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内22の地域の農業代表者で構成。</li> </ul>	<b>ふるさと市場運営協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者等</li> </ul>	<b>ネットワークすずらん</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内農村女性グループ、又は個人</li> </ul>	<b>気象センサプロジェクト推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>JA・役場・生産部会・北海道立研究機構・普及センター・ホクレン(株)JA北海道情報センター・(株)カスケード・(株)農業の未来研究所</li> </ul>	<b>大雪地区営農改善連絡協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町・東川町・東神楽町の3町の役場・JA・農業委員会</li> </ul>	<b>美瑛町森林組合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合法に基づいた法人であり、理事は主に森林所有者</li> </ul>	<b>北海道猟友会旭川支部美瑛部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>銃またはわな狩猟免許を所有した町民</li> </ul>	<b>あゆみの会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児を持つ親の会。(主に小学生～成人の子を持つ親)</li> </ul>	<b>美瑛町健康と福祉のまちづくり会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉団体関係者、国保・介護運営協議会委員、民生員児童委員</li> </ul>
<b>美瑛町民生員児童委員協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内各地区民生員児童委員(主任児童委員)</li> </ul>	<b>美瑛町老人クラブ連合会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内各単位老人クラブ</li> </ul>	<b>美瑛町在宅介護の会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期療養生活患者を抱える介護者の会(会員17名)</li> </ul>	<b>美瑛町社会福祉協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>老連・婦連協・人権擁護・民児協・高齢者事業団・保護司会・商工会・農協・町内福祉団体等</li> </ul>	<b>美瑛町地域自立支援協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業者の代表者・障がい者関係団体・保健福祉関係団体・家族会関係者・学識経験者</li> </ul>	<b>美瑛町地域福祉総合連携会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>美瑛町、保健福祉関係団体(民児協・老連・婦人ボランティア・NPO法人・社協)、婦連協、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、商工会、農業協同組合</li> </ul>	<b>美瑛町子ども子育て会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の子ども子育て支援事業者、子の保護者、主任児童委員、教頭会会長</li> </ul>	<b>美瑛町まちづくり委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民の内、公募による者、公益活動団体に所属する者。有識者については町外者も認められる。</li> </ul>	<b>美瑛町景観審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公募による者、有識者</li> </ul>	<b>美瑛町日本で最も美しい村づくり推進協議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の関係団体</li> </ul>

# 先例条例条文比較(「協働・コミュニティ」箇所抜粋)

区分	八雲町	美幌町
施行日	平成22年4月	平成23年4月
条文	<p>(協働の推進)            第18条 町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるものとします。            2 行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の整備に努めるものとします。            第6章 コミュニティ            (コミュニティの定義)            第24条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。            (コミュニティの役割)            第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。            2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。            3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。            4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。            (コミュニティにおける町民の役割)            第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。            2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。            (行政の役割)            第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。            2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>第6章 協働・コミュニティ            (協働の推進)            第22条 町民、議会及び行政は、美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。            2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに必要な支援を行います。            (コミュニティ)            第23条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。            (コミュニティの役割)            第24条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。            2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。            3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。            (町民とコミュニティ)            第25条 町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。            (行政とコミュニティ)            第26条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。</p>

# 先例条例条文比較(「協働・コミュニティ」箇所抜粋)

区分	ニセコ町	余市町
施行日	平成13年4月	平成30年4月
条文	<p>第5章 コミュニティ (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(町民活動) 第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。 2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。 第5章 まちづくり 第1節 ひと (子育て及び教育の推進) 第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。 2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。 3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。 4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。 5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。 第2節 暮らし (町民の活動との連携) 第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。 (コミュニティの推進) 第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。 2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。 3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。 (健康の増進及び福祉の向上) 第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。 (保健、医療及び福祉の連携) 第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。 第3節 しごと (産業の振興と職場づくり) 第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。 2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。</p>



# 先例条例条文比較(「協働・コミュニティ」箇所抜粋)

区分	北見市	遠軽町	新潟県上越市
施行日	平成22年12月	平成19年4月	平成20年3月
条文	<p>第7章 協働のまちづくり (市民活動の推進) 第29条 市民は、自らの意思に基づき、市民活動に取り組むものとする。 2 議会及び市長等は、市民活動の自主性を尊重するとともに、必要に応じ支援を行うものとする。 (協働の推進) 第30条 市民は、まちづくりの主体として、互いの市民活動を尊重し、共にまちづくりを進めるものとする。 2 議会及び市長等は、協働のまちづくりを進めるための環境づくりに努めるものとする。 第9章 自治区 (自治区の設置) 第34条 議会及び市長は、個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、本市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置し、振興を図るものとする。 2 市長は、自治区に総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする。 (自治区の連携) 第35条 議会及び市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。</p>	<p>(地域諸団体との連携) 第36条 町は、地域の社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体等と連携し、協力してまちづくりを進めなければならない。 (コミュニティの充実) 第37条 町は、多様化する社会活動を踏まえ、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めなければならない。</p>	<p>(協働) 第35条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。 (コミュニティ) 第36条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。 2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。 (人材育成) 第37条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。 (多文化共生) 第38条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>

# 先例条例条文比較(「協働・コミュニティ」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市	岩見沢市	むかわ町
施行日	令和2年8月	平成27年4月	平成25年4月
条文	<p>第3節 協働</p> <p>第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら<b>公共的課題の解決</b>を図る取組である協働を推進するものとする。</p> <p>2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。</p> <p>第4節 コミュニティ (コミュニティの位置付け)</p> <p>第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。 (コミュニティづくりの支援等)</p> <p>第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>第8章 協働及びコミュニティ (協働の推進)</p> <p>第24条 市民、議会及び市長等は、<b>共通の地域課題を解決</b>するため、対等な立場で協働してまちづくりを進めるものとします。</p> <p>2 市民は、互いの市民活動を尊重し、ともにまちづくりを進めるものとします。</p> <p>3 <b>議会及び市長等は</b>、まちづくりを目的とする市民の活動を尊重するとともに、<b>必要な支援</b>を行うことができます。 (コミュニティ活動の推進)</p> <p>第25条 コミュニティとは、人と人との多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、まちづくりに関して主体的に活動する団体をいいます。</p> <p>2 市民は、コミュニティが果たす役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。</p> <p>3 議会及び市長等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動と連携を図るとともに、公益的な活動に対して必要な支援を行うことができます。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第15条 私たちは、<b>まちづくりにおける課題を解決</b>するため、相互理解と信頼関係のもと、協働の推進に努めます。</p> <p>2 <b>行政は</b>、町民との協働を推進するために、町民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮するとともに、協働の推進に<b>必要な支援と制度の整備</b>に努めます。</p> <p>第6章 コミュニティ (コミュニティの定義)</p> <p>第21条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団をいいます。 (コミュニティの役割)</p> <p>第22条 コミュニティは地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。</p> <p>2 コミュニティは、町民相互のつながりを大切にし、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めます。 (町民とコミュニティ)</p> <p>第23条 町民は、互いに助け合い、安全で安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、コミュニティの役割を認識するとともに、積極的に参加し、コミュニティを守り育てるよう努めます。 (行政とコミュニティ)</p> <p>第24条 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重して連携を図るとともに、コミュニティ活動を推進するために必要な支援を行います。</p>

# 先例条例条文比較(「協働・コミュニティ」箇所抜粋)

区分	石狩市	東川町	湧別町
施行日	平成20年4月	平成27年7月	平成26年4月
条文	<p>第6章 協働によるまちづくりの推進 (協働によるまちづくりの推進)</p> <p>第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。 (地域コミュニティ組織)</p> <p>第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 地域コミュニティ (地域コミュニティの役割)</p> <p>第8条 地域コミュニティは、対象区域における町民の参加機会の確保と町民の意見の把握及び集約並びに町民への情報提供に努めます。</p> <p>2 地域コミュニティは、対象区域の町民の福祉向上を図るため、必要に応じ各種団体と協力し、地域の課題に取り組みます。 (町民による地域コミュニティ活動)</p> <p>第9条 町民は、自らの役割を踏まえ、互いに情報提供を行い、身近な地域コミュニティ活動に参加するように努めます。</p> <p>(地域コミュニティ活動の推進)</p> <p>第10条 町は、まちづくりに自主的に取り組んでいる町民の地域コミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。</p> <p>2 町は、地域コミュニティの自主性に配慮しながら、その活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。</p> <p>3 町は、教育、文化及びスポーツ等の地域におけるコミュニティ活動を尊重し、その活動に必要な支援に努めます。</p> <p>4 町は、地域における様々なコミュニティ活動を通じて、まちづくりに対する町民相互の合意形成を図り、町民の意見の反映に努め、協働してまちづくりを進めます。</p>	<p>第6章 協働・コミュニティ組織 (協働の推進)</p> <p>第23条 町民、議会及び行政機関は、湧別町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。</p> <p>2 行政機関は、町民との協働による湧別町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援を行うものとしします。 (コミュニティ組織の定義)</p> <p>第24条 コミュニティ組織とは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に組織された団体をいいます。 (コミュニティ組織の役割)</p> <p>第25条 コミュニティ組織は、地域社会において自らできることを考え行動し、地域の課題の解決に取り組むよう努めます。</p> <p>2 コミュニティ組織は、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>3 コミュニティ組織は、積極的に相互の連携を図るとともに、議会及び行政機関と協働し、活動の充実に努めます。 (コミュニティ組織にかかわる町民の役割)</p> <p>第26条 町民は、コミュニティ組織の役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り、育てるよう努めます。 (コミュニティ組織にかかわる行政機関の役割)</p> <p>第27条 行政機関は、コミュニティ組織の自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するため、必要な支援を行うものとしします。</p>

## 「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」

### 第5章 町民公益活動

#### (町民公益活動の推進)

第18条 町の機関は、町民公益活動が活発に行われる環境づくりなど適切な施策を実施するよう努めます。

#### (町民公益活動への支援)

第19条 町の機関は、団体、地域及び個人などが行う町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力など必要な支援を行います。

# 美瑛町行政区規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、地域住民の自治組織との連携を密にするため行政区(以下「区」という。)を設置し、自主的な組織の協力を得て、町行政の民主的かつ効率的な運営を計るために必要な事項を定めるものとする。

## (区の区域及び名称)

第2条 区の区域及び名称は、関係住民と町長が協議して定める。

## (区の組織)

第3条 区に区長を置く。

2 区長は、区域内住民の推薦した者を町長が委嘱する。

3 区長は、毎年委嘱する。ただし、再任を妨げない。

4 区長が欠けた場合は、第2項の規定により委嘱するものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

## (町内会)

第4条 区に町内会を置くことができる。

2 前項の区域及び名称は、第2条の規定を準用する。

## (交付金)

第5条 町長は、区の運営に必要な経費の一部を毎年度予算の範囲内において、別に定める基準により交付金として交付する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前に制定した旧条例の規定による行政区、行政区の名称及び委嘱発令事項については、この規則の規定によりしたものとみなす。

附 則(平成15年1月20日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 論点のポイント

☑論点1 「協働」の章を設けるか

☑論点1-2 協働の目的は「まちの課題の解決」とするか

☑論点2 「コミュニティ」の章を設けるか

☑論点2-2 「コミュニティ」の言葉の定義を規定するか

☑論点2-3 「コミュニティ」の役割をどこまで規定するか(自治体選択)

☑論点2-4 「コミュニティ」と「町民」との関係性を規定するか

☑論点2-5 「コミュニティ」と「行政」との関係性を規定するか

☑論点3 その他の言葉を規定するか